

「働くシニアの職場安全・心得」

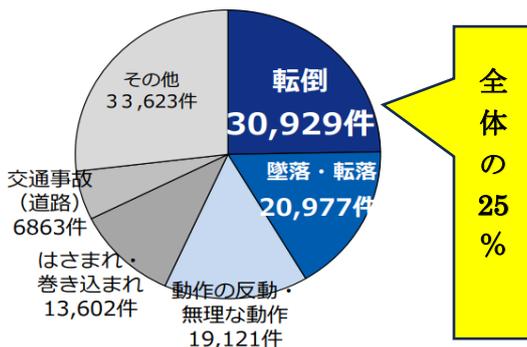
今回は、「働くシニアの職場の安全・心得」について、ご案内いたします。労災予防のため、就労者ご自身に留意していただきたい事柄をまとめましたので、是非、ご参考にして下さい。

職場での事故は、特に危険な箇所でなくても、ちょっとした不注意で起こってしまう場合があります。不慣れな職場はもちろん、慣れた職場でも、油断は禁物です。現場管理者の指示のもと、一人ひとりが、安全意識をしっかりと持って、日々の業務に取り組んで下さい。

【転倒防止(滑り・つまづき・踏み外し)】

- ☑ あせらない、急ぐ時ほど落ち着いて時間に余裕をもって行動を
- ☑ 滑りやすい場所や床の段差には要注意
小さな歩幅でゆっくり歩行
通路に置いてある荷物や商品などに気をつけて
- ☑ 大きな荷物を抱えての階段の昇降、足元が見えにくい場所での作業は慎重に行う
- ☑ 職場の整理・整頓・清潔を实践
- ☑ 通勤途中の転倒事故も多い
ながらスマホは厳禁
ポケットに手を入れたまま歩かない
滑りにくい靴の使用習慣を身につける
- ☑ 適度な運動習慣で、転ばない からだ創り

職場における労働災害 (125,115 件)



出典: 令和2年 労働者私傷病報告より

【保護帽(ヘルメット)の着用】

頭部を負傷した労災事故では、墜落時に保護用ヘルメットを着用していない場合がほとんどです。ちょっとした軽作業や危険と感じられない作業でも、災害につながる可能性があります。特に高所作業、荷役作業、無理な姿勢での作業には、必ず保護用ヘルメットを着用するようにしましょう。

ヘルメットの着用ポイント

必ず保護帽を着用!

着用時
5つのポイント



- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに!
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

1 要チェック! 脱落保護具の使用

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています。

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります。

引用: パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

【はしごや脚立の使用】

はしごや脚立は、身近な用具のため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。ですが、過去の災害事例をみると、骨折などの重篤な災害が多く発生し、負傷箇所によっては死亡災害の恐れもあります。安全を確保したうえで、はしごや脚立を使用して下さい。

はしごや脚立を使う前に、まず検討！

- ☑ はしごでの作業を選択する前に、より安全な代替策を検討する。ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立など。これらの対策がとれない場合には、はしごや脚立の使用を安全に行って下さい。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認



指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



天板や踏さんに
身体を当て
安定させる

天板

滑りにくい靴

開き止め金具を
確実に
ロックする

上から
2段めの
踏さん

不安定な
場所では
使用しない

滑り止めを
確認する

「労働安全衛生規則で定められた主な事項」

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付、その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具を備える
- 4 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有する